

○横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

平成13年9月20日
条例第31号

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例をここに公布する。

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

(目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第3条 この条例において「実施機関」とは、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則(規程を含む。)又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
- (3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (5) 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定

(適用除外)

第5条 次に掲げる場合は、本条例の規定を適用しない。ただし、第1号に該当する場合

は、その理由を次条第3項の規定により公表するものとし、迅速又は緊急を要することを理由としてパブリック・コメント手続を実施しない場合は、政策等の実施後に市民等の意見を聞くよう努めるものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
(政策等の案の公表等)

第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

4 実施機関は、第2項各号に掲げる資料に対して、市民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。

(予告)

第7条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、当該パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法
(意見等の提出)

第8条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から20日間以上の期間を設けて、政策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。この場合において、意見等の提出期間の満了の日は、前条の規定に基づく予告の日から30日以後としなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、情報公開条例(平成13年横須賀市条

例第4号) 第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第10条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続(以下「条例に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあっては、この条例と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この条例の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(構想又は検討の段階のパブリック・コメント手続)

第11条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、条例に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(パブリック・コメント手続実施責任者)

第12条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を置くものとする。

(一覧表の作成等)

第13条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

(行政手続審議会への報告)

第14条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめ、行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第38条に規定する行政手続審議会に報告するものとする。

(その他の事項)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の日以降に実施される政策等の策定については、この条例の施行前であっても、条例に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(見直し規定)

3 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後5年内に見直しを行うものとする。

[次の条例は、未施行]

○横須賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(抄)

平成15年12月22日

条例第58号

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

4 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例(平成13年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

○横須賀市市民パブリック・コメント手続条例施行規則

平成14年4月1日
規則第9号

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例施行規則を次のように定める。

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例施行規則

(政策等の案の公表場所)

第1条 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例(平成13年横須賀市条例第31号。以下「条例」という。)第6条第3項に規定する実施機関が指定する場所は、市政情報コーナー、横須賀市役所行政センター設置条例(昭和23年横須賀市条例第46号)別表に規定する行政センターその他公表する政策等の案に応じて必要な場所とする。

(意見等の提出期間)

第2条 条例第8条第1項に規定する意見等の提出期間には、12月29日から翌年の1月3日までの期間を含まないものとする。

(意見等の提出に当たっての必要事項)

第3条 条例第8条第3項の規定による規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域内に事務所若しくは事業所を有するもの又は本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者にあっては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 本市の区域内に存する学校に在学する者にあっては、当該学校の名称及び所在地
- (3) 本市に対して納税義務を有するものにあっては、納税義務を有することを証する事項
- (4) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するものにあっては、利害関係を有することを証する事項

(政策等の案の軽微な修正)

第4条 市長は、条例第9条第1項の規定により政策等の策定の意思決定を行うほか、条文整備等の軽微なものに限り、政策等の案を修正することができる。

2 前項の規定による修正をしたときは、条例第9条第2項本文に規定する公表を要しない。

(パブリック・コメント手続実施責任者)

第5条 条例第12条に規定するパブリック・コメント手続実施責任者は、各部の副部長、副消防局長及び会計課長をもって充てる。

(一覧表)

第6条 条例第13条に規定する一覧表は、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。

- (1) パブリック・コメント手続の実施を予告しているもの
- (2) 意見等の提出を受けているもの
- (3) 提出された意見に対する考え方等を公表しているもの

2 前項第3号の一覧表のインターネットを利用した閲覧の方法による情報提供は、一つの案件につき6月以上行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○パブリック・コメント手続実施責任者連絡会設置要綱

平成14年4月1日

(設置)

第1条 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例(平成13年横須賀市条例第31号。以下「条例」という。)の実効性を確保するとともに、条例の運用に係る課題への対応を検討するため、パブリック・コメント手続実施責任者連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会は、条例第12条の規定に基づき各実施機関に置かれたパブリック・コメント手続実施責任者及び総務部行政管理課長をもって組織する。

(委員長等)

第3条 連絡会に委員長を置き、総務部副部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会の会議は、委員長が招集する。

2 連絡会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 連絡会に、条例の運用に係る特定の課題について必要な調査研究を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、地方分権推進専門委員及び委員長が指定する職員をもって充てる。

(部会長等)

第6条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する部会員がその職務を代理する。

3 部会長は、専門部会において調査研究等を行った事項を連絡会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議に準用する。

(庶務)

第7条 連絡会及び専門部会の庶務は、総務部行政管理課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。